

## これまでの漢字政策について（付：人名用漢字）

### 1 当用漢字表以前の漢字表等

- (1) 常用漢字表（大正 12・5・9 臨時国語調査会）  
漢字制限の立場から、国民教育及び国民生活における漢字の負担を軽減しようとするもの。1,962（「辨・辯」を「弁」、「餘・余」を「余」とすれば、1,960）字を掲げる。154 字の簡易字体を含む。「凡例」の「二」で「固有名詞ニハ本表ニナイ文字ヲ用イテモ差支ナイ。」と明記。
- (2) 字体整理案（大正 15・7・7 臨時国語調査会）  
上記（1）の常用漢字 1,962 字について字体を検討し、そのうちの 1,020 字について整理を行ったもの。
- (3) 漢語整理案（大正 15・7・7 臨時国語調査会）  
上記（1）の実施に伴う措置として、漢字で書き表すことのできなくなる語の言い換えとして示されたもの。具体的には、「安堵→安心」「押捺→押印」「齧齒→虫歯」「咳嗽→せき」「間諜→スパイ」等。昭和 3 年まで 15 回に分けて発表。
- (4) 常用漢字表（昭和 6・5・8 臨時国語調査会）  
上記（1）から 147 字を削り、45 字を加えて、計 1,858 字に修正したもの。  
固有名詞の扱いは、上記（1）と同じ。  
→『漢字字体資料集（諸案集成 1）』（文化庁、平成 8）参照。
- (5) 漢字字体整理案（昭和 13・7・14 臨時国語調査会）  
上記（3）の常用漢字 1,858 字について、字体を整理したもの。  
→『漢字字体資料集（諸案集成 1）』（文化庁、平成 8）参照。
- (6) 標準漢字表（昭和 17・6・17 国語審議会答申）  
各官庁及び一般社会において使用する漢字の標準（2,528 字）を示したもの。全体を常用漢字（1,134 字）、準常用漢字（1,320 字）、特別漢字（74 字）の 3 種に分けている。同年 12 月には、3 種の別を廃し字数を 2,669 字とし、その性格も「概ネ義務教育ニ於イテ習得セシムベキ漢字ノ標準ヲ示シ」たものと変更された「標準漢字表」が文部省から出されている。
- (7) 常用漢字表案（昭和 21・4・27 国語審議会総会提出）  
上記（5）の常用漢字 1,134 字から 88 字を削り、249 字を加えて、計 1,295 から成る漢字表案。1,295 字案は、教育用としては多すぎ、一般社会用としては少なすぎるということで議決に至らず更に検討が続けられることとなった。その結果、同年 11 月 5 日に議決答申されたのが当用漢字表である。

### 2 当用漢字表（昭和 21・11・16 内閣告示・訓令）

- (1) 「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したもの」として 1,850 字を掲げる。
- (2) 「固有名詞については、法規上その他に関係するところが大きいので、別に考えることとした。」として人名・地名を対象外とした。  
→『漢字字体資料集（諸案集成 2・研究資料）』（文化庁、平成 9）」及び『国語関係答申・建議集』（文化庁、平成 19）」を参照。以下、同様。

### 3 当用漢字音訓表①・当用漢字別表②（昭和 23・2・16 内閣告示・訓令）

- ①：「当用漢字表の各字について、字音と字訓との整理を行い、今後使用する音訓を示したもの」として作成。
- ②：「当用漢字表の中で、義務教育の期間に、読み書きともにできるように指導することが必要であると認めた」881 字（いわゆる教育漢字）を掲げる。

#### 4 当用漢字字体表（昭和24・4・28 内閣告示・訓令）

- (1) 「当用漢字表の漢字について、字体の標準を示したもの」として作成。
- (2) 「この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定した」とし、「字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえ」とした。

#### 5 人名用漢字別表（昭和26・5・25 内閣告示・訓令）

国語審議会内に設置された「固有名詞部会」で検討され、国語審議会会長から、文部大臣及び法務総裁に建議されたもの。92字の漢字を掲げる。

#### ※ 「同音の漢字による書きかえ」について（昭和31・7・5 報告）

当用漢字の適用を円滑にするために、当用漢字表にない漢字を含んで構成されている漢語を処理する方法の一つとして、表中同音の別の漢字に書き換える例を示したもの。  
→具体的には、『国語関係答申・建議集』の157ページ～161ページを参照。

#### 6 人名用漢字追加表（昭和51・7・30 内閣告示・訓令）

法務省内の「人名用漢字問題懇談会」で、28字の人名用漢字追加を決めたが、従来の経緯を踏まえて、国語審議会の了承を得てから正式決定されたもの。

#### 7 常用漢字表（昭和56・10・1 内閣告示・訓令）

- (1) 「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」として当用漢字表に95字追加し、1,945字の漢字を掲げる。従来の字種表、音訓表、字体表を統合した漢字表。
- (2) 「固有名詞を対象とするものではない」として、地名・人名は対象外とした。
- (3) 国語審議会答申「常用漢字表」前文の「人名用の漢字」（昭和56・3・23）  
固有名詞に用いる漢字のうち、子の名に用いる漢字については、当用漢字表に関連するところもあり、広く国語の問題にかかわるものとして従来国語審議会も関与してきたが、この問題は、戸籍法等の民事行政との結び付きが強いものであるから、今後は、人名用漢字別表の処置などを含めてその扱いを法務省にゆだねることとする。その際、常用漢字表の趣旨が十分参考にされることが望ましい。

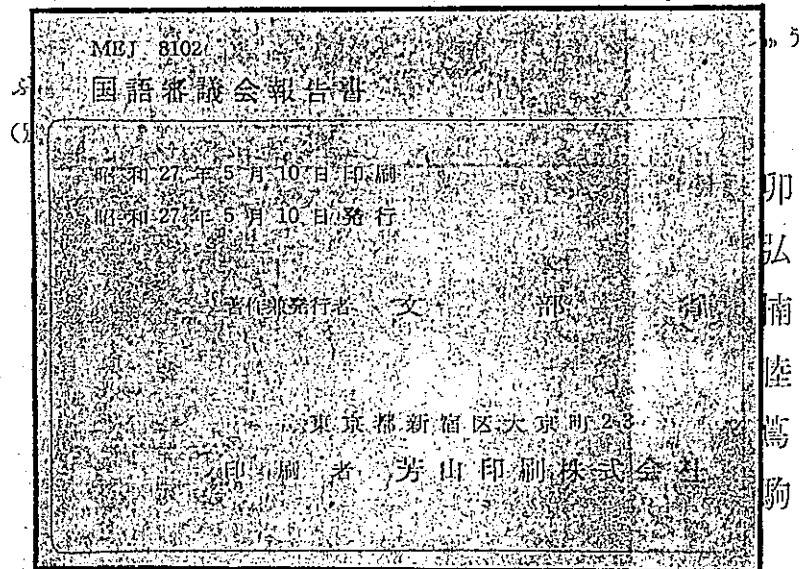
#### 8 表外漢字字体表（平成12・12・8 国語審議会答申）

- (1) 「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送等、一般の社会生活において表外漢字を使用する場合の字体選択のよりどころを、印刷文字（情報機器の画面上で使用される文字や字幕で使用される文字などのうち、印刷文字に準じて考えることのできる文字を含む。）を対象として示すもの」として作成。
- (2) 「常用漢字とともに使われることが比較的多いと考えられる表外漢字（1,022字）を特定し、その範囲に限って、印刷標準字体を示した」字体表。
- (3) この字体表で示された「印刷標準字体」に合わせてJIS規格（JIS X 0213）の字形を変更（平成16年2月20日改正）。

#### 9 その後の人名用漢字の追加

- (1) 昭和56年に54字追加、平成2年に118字追加、平成9年に1字追加。
- (2) 平成16年2月に1字（曾）追加、6月に1字（獅）追加、7月に3字（毘、瀧、駕）追加……この段階で、人名用漢字の総数は290字となる。
- (3) 平成16年9月27日 488字追加＋205字追加※  
※ 205字のうち、195字は常用漢字の旧字体（廳(庁)、顯(顕)など）、10字は人名用漢字の旧字体（彌(弥)、祿(禄)など）である。この205字は、昭和56年の改正以来、「人名用漢字許容字体」とされてきたものである。  
したがって、現在の人名用漢字の総数は、  
290字＋488字＋205字の計983字となっている。

を資料として審議し、慎重に検討を加えた結果、別紙に掲げる程度の漢字は当用漢字表以外に人名に用いてもさしつかえないと認めた。



そして、同時に、この問題に対する国語審議会の態度と見解を社会一般に公表して、国語問題の処理について、協力を求めるために次のような声明書を発表した。

### 人名漢字に関する声明書

国語審議会

国民の読み書き能力を向上させ、教育を高めるためには、国語表記法の改善が必要である。その具体的方法として、漢字の整理とその使用の調整とが必要であることも、また動かしがたい方向である。国語審議会は、国語国字問題に関して、常にこの原則が守られることを要望し、最近問題になっている人名の表記についても、これを念頭において考えるべきである

と信ずるものである。

戸籍法において、子の名に用いる漢字が限定されるようになったのは、昭和22年12月22日公布の戸籍法第50条に「子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める」とし、同月29日公布の司法省令戸籍法施行規則第60条において、常用平易な文字を、(1)当用漢字表に掲げる漢字 (2)かたかなまたはひらがな(変体がなを除く)としたことに基くのである。

当用漢字表は政府の採択するところとなり、昭和21年11月16日内閣訓令によって、実施の運びとなったのであるが、当時の国語審議会は、当用漢字の選定にあたって、固有名詞(特に地名・人名)に用いられる漢字については、法規上その他に関係するところが大きいので、別に考慮することとしたのである。しかしながら、これは主として既存の固有名詞についてのことであったが、これから新しくつけられる子の名や官庁・会社などの名称は、なるべく当用漢字表によることが望ましいという態度をとったのであった。戸籍法および同施行規則が制定されたのは、それから1年を経た後のことであって、この法令による処置は、国語政策の一つとしての当用漢字表制定の趣旨が学校教育においても、一般社会においても、すでに相当に理解され、かつ実践されている事実即して、これを推進する目的のもとにとられたものであろう。

いったい子の名というものは、その社会性の上からみて、常用平易な文字を選んでつけることが、その子の将来のためであるということは、社会通念として常識的に了解されることであろう。そして一般に漢字の読み書きの困難な点から、その整理を必要とする事情を考え合わせれば、子の名に用いる漢字を当用漢字によることにしたことは、原則として国語政策の方向に合致するものと言えよう。

しかるに、最近この問題に対して論議が起り、国会においても審議され

ることになった。国語審議会においても、固有名詞部会の先議事項としてこの問題を取り上げ、従来人名に用いられることの多かった漢字を資料として審議し、慎重に検討を加えた結果、別紙に掲げる程度の漢字は当用漢字表以外に人名に用いてさしつかえないと認めた。子の名の文字には、社会慣習や特殊事情もあるので、現在のところなお、当用漢字表以外に若干の漢字の使用はやむを得ないと考えるからである。

子の名に用いる漢字が社会慣習によるものであり、またそれには特殊な事情の存することも事実であるが、かりに子の名に用いる漢字が無制限に認められるとしても、学校における漢字教育が現在においても将来においても、学習上そこまで及ぼしにくい事情にあるとすれば、当用漢字の基準に従うことが、その子の幸福であることを知らなければならない。地名・人名の表記については、さらに一步を進めて、かながきにすることが最も適当であるという提唱も、つとに行われている。これは読み方の不明確な地名・人名が社会生活に各種の不便を伴うからである。このことも今後研究すべきであろう。

国語審議会としては、社会一般が国語改善の重要性を認識し、国語の平易化に協力して、文化の民主化に寄与することを期待するとともに、人名の文字についても、その社会性を理解し、子の名に用いる漢字が良識をもって選定されることを念願するものである。

政府は、この建議を採択して、5月25日内閣告示第1号をもって「人名用漢字別表」を制定公布し、同日内閣訓令第1号をもって政府部内各官庁に対し、この趣旨が国民一般に徹底するよう努めることを希望した。これに基づいて、法務府においても、同日法務府令第97号をもって戸籍法施行規則の一部を改正し、こどもの名まえに漢字を用いる場合は、当用漢字表1850字と人名用漢字別表92字との範囲内でつけることができるようにした。

## 話しことばの問題

### 《話しことばの部会》

〔部会長〕 颯田 琴次

〔部会員〕 池田 義信      石黒 修治      緒方 富雄  
             河竹 繁俊      佐々木 孝丸      田口 潮三郎  
             内藤 侃          舟橋 聖一

〔部会開催〕 第1回(昭和25.6.14)～第20回(昭和27.2.18)

〔提出資料〕

話 1	用いたくない語の例	国語課
話 2	話しことば基本文型調査要項	"
話 3	話しことば基本文型	"
話 4	話しことば基本文型調査事項	"
話 5	話しことば整理の基本資料	"
話 6	話し方および音楽演奏のじょうずへたを「レベル統計機」により音声電流回路で測定した結果	田口 委員
話 7	「です」「でした」「でしょう」の用法 1	国語課
話 8	今までの審議について	"
話 9	「です」「でした」「でしょう」の用法 2	"
話 10	話しことばに対する報告書	颯田 部会長

部会では、まず話しことばの本質や範囲があいまいで、人によって異なるところが異なるので、これを確定する必要を認め、暫定的に、「話しことばは、だれが、だれに、いつ、どこで、話しても書いても、おかしくないことば」

## (3) 戸籍法及び戸籍法施行規則(抄)

編集注1：昭和56年10月1日付けで「常用漢字表」(内閣告示第1号・内閣訓令第1号)が定められ、昭和21年内閣告示第32号(当用漢字表)、昭和26年内閣告示第1号(人名用漢字別表)及び昭和51年内閣告示第1号(人名用漢字追加表)が廃止されたことに伴い、同日付けで「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」(法務省令第51号)が発せられ、子の名に用いる文字の範囲を定めた戸籍法施行規則第60条が改正された。

この時点で戸籍法施行規則の別表第二に掲げられた人名用漢字は166字だったが、その後、平成2年3月1日付けの改正(平成2年4月1日から施行)で118字、平成9年12月3日付けの改正で1字(琉)、平成16年2月23日付けの改正で1字(曾)、同年6月7日付けの改正で1字(獅)、同年7月12日付けの改正(以上、いずれも公布の日から施行)で3字(毘、瀧、鷺)追加され、人名用漢字の合計は290字となった。

さらに、平成16年9月27日付けの改正(公布の日から施行)で、人名用漢字が488字追加されたが、同時に、昭和56年の改正以来、人名用漢字許容字体とされてきた205字(常用漢字の旧字体195字、人名用漢字の旧字体10字)が新たに人名用漢字として追加された。この改正によって、現行の人名用漢字の総数は983字(290字+488字+205字)となっている。

## 戸籍法(抄)

公布：昭和22.12.12 法律第224号  
最近改正(第50条関係)：平成11.12.22  
法律第160号  
原文は縦書き。

戸籍法を改正する法律をここに公布する。

第五十条 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。

② 常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める。

## 戸籍法施行規則(抄)

制定：昭和22.12.19 司法省令第94号  
最近改正(第60条関係)：平成16.9.27  
法務省令第66号  
原文は縦書き。

戸籍法施行規則を、次のように定める。

楓 椰 檣 楊 榎 樺 榭 榛 楨 檜 槌	梨 梁 椅 棲 椎 棕 椀 楯 楚 楯 椿 楠	栖 桐 栗 梧 梗 梓 梢 椰 梯 桶 梔 栳	柘 柞 枋 柏 桎 柚 檜 檜 栳 桔 桂 桁	杖 杜 李 杭 杵 枕 杷 枇 柑 柴 柵 柿	智 暉 暢 暖 曙 曝 曳 曾 曾 朋 朔 杏	昏 昌 昧 昴 晏 晃 眇 晒 晉 晟 晦 晨	敦 斑 斐 幹 斧 斯 於 旦 旭 旺 昂 昊	捧 掠 揃 摑 摺 撒 撰 撞 播 撫 擢 攷	拶 拭 挨 拳 捉 挺 挽 掬 捲 捷 捺 捻	惺 惚 慧 懂 憐 戊 或 戚 戟 戴 托 按	徠 忽 伶 恢 恰 恕 悌 惟 惚 悉 惇 惹	庚 庵 廟 廻 弘 弛 彌 彗 彥 彪 彬
祿 禎 禎 禱 禽 禾 秦 秤 稭 稔 稟 稜	碓 碗 碩 碧 磬 磯 祇 祢 禰 祐 祐 祿	皓 眉 眸 睦 瞳 瞽 瞭 矩 砦 砥 砧 硯	瓢 瓦 甥 甫 畏 畠 畢 畿 疋 疏 瘦 臯	瑛 琥 琶 琵琶 琳 瑚 瑞 瑤 瑳 瑠 璃 瓜	猪 獅 玖 玩 珂 珈 珊 珀 玲 琢 琢 琉	耀 爪 爽 爾 牒 牙 牟 牡 牽 犀 狼 猪	焰 焚 煌 煎 煤 煉 熙 熊 燕 燎 燦 燭	滉 溜 漱 漕 漣 漚 濡 瀕 灘 灸 灼 烏	淵 淳 渚 渚 淀 淋 渥 湘 湊 湛 湧 溢	汲 沙 汰 沌 沓 沫 洸 洲 洵 洛 浩 湮	欣 欽 歎 此 殆 毅 毘 毳 汀 汝 汐 汎	榿 槻 樟 槲 橘 樽 橙 檜 檀 櫞 櫛 櫓

亞(亜)惡(惡)爲(為)逸(逸)榮(榮)衛(衛)  
謁(謁)圓(圓)緣(緣)園(園)應(應)櫻(櫻)  
奧(奧)橫(橫)溫(溫)價(價)禍(禍)悔(悔)  
海(海)壞(壞)懷(懷)樂(樂)渴(渴)卷(卷)  
陷(陷)寬(寬)漢(漢)氣(氣)祈(祈)器(器)  
偽(偽)戲(戲)虛(虛)峽(峽)狹(狹)響(響)  
曉(曉)勤(勤)謹(謹)馱(馱)勳(勳)薰(薰)  
惠(惠)揭(揭)鷄(鷄)藝(芸)擊(擊)縣(縣)  
儉(儉)劍(劍)險(險)圈(圈)檢(檢)顯(顯)  
驗(驗)嚴(嚴)廣(廣)恆(恆)黃(黃)國(國)  
黑(黑)穀(穀)碎(碎)雜(雜)祉(祉)視(視)  
兒(兒)濕(濕)實(實)社(社)者(者)煮(煮)  
壽(壽)收(收)臭(臭)從(從)澁(澁)獸(獸)

縱(縱)祝(祝)暑(暑)署(署)緒(緒)諸(諸)  
敘(叙)將(將)祥(祥)涉(涉)燒(燒)獎(獎)  
條(条)狀(狀)乘(乘)淨(淨)剩(剩)疊(疊)  
孃(孃)讓(讓)釀(釀)神(神)真(真)寢(寢)  
慎(慎)盡(盡)粹(粹)醉(醉)穗(穗)瀨(瀨)  
齊(齊)靜(靜)攝(攝)節(節)專(專)戰(戰)  
織(織)禪(禪)祖(祖)壯(壯)爭(爭)莊(莊)  
搜(搜)巢(巢)裝(裝)僧(僧)層(層)騷(騷)  
增(增)憎(憎)藏(藏)贈(贈)臧(臧)卽(卽)  
帶(帶)滯(滯)瀧(瀧)單(單)嘆(嘆)團(團)  
彈(彈)晝(晝)鑄(鑄)著(著)廳(廳)徵(徵)  
聽(聽)懲(懲)鎮(鎮)轉(轉)傳(傳)都(都)  
嶋(島)燈(燈)盜(盜)稻(稻)德(德)突(突)